

公的資金補償金免除繰上償還の対象要件

・普通会計債

(1) 年利 5%以上の残債

実質公債費比率が 18%以上の団体

合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村で、実質公債費比率が 15%以上の団体

(2) 年利 6%以上の残債

実質公債費比率が 15%以上の団体

合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村で、経常収支比率が 85%以上若しくは財政力指数 0.5 以下、又は経常収支比率 80%以上でかつ財政力指数 0.55 以下の団体

(3) 年利 7%以上の残債

合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村で、経常収支比率が 75%以上又は財政力指数 0.6 以下の団体

実質公債費比率は 15%未満であるが、経常収支比率 85%以上若しくは財政力指数 0.5 以下、又は経常収支比率 80%以上でかつ財政力指数 0.55 以下の団体

・公営企業債

(1) 年利 5%以上の残債

資本費が別表の基準 2 の値以上の公営企業会計の公営企業債

合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村の公営企業で、資本費が別表の基準 1 の値以上の公営企業会計の公営企業債

(2) 年利 6%以上の残債

資本費が別表の基準 1 の値以上の公営企業会計の公営企業債

合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村の公営企業で、資本費が別表の基準 1 の値未満であるが、以下のいずれかの要件に該当する公営企業会計の公営企業債

・実質公債費比率が 15%以上、経常収支比率が 85%以上又は財政力指数が 0.5 以下の団体の公営企業

・特定環境保全公共下水道（環境基準により経営が圧迫されていると認められる公営企業）

・災害や人口減少等やむを得ない事情により経営が圧迫されていると認められる公営企業（今後、経営が圧迫されることが見込まれる企業を含む。）

(3) 年利 7%以上の残債

合併新法に基づく合併予定市町村及び合併特例法又は合併新法に基づく合併市町村の公営企業で、(2) に該当しないが、経常収支比率が 75%以上又は財政力指数が 0.6 以下である公営企業会計の公営企業債

資本費は別表の基準 1 の値未満であるが、以下のいずれかの要件に該当する公

営企業の公営企業債

- ・実質公債費比率が 15%以上、経常収支比率が 85%以上又は財政力指数が 0.5

以下の団体の公営企業

- ・特定環境保全公共下水道（環境基準により経営が圧迫されていると認められる公営企業）
- ・災害や人口減少等やむを得ない事情により経営が圧迫されていると認められる公営企業（今後、経営が圧迫されることが見込まれる企業を含む。）

本町においては、下線部分が該当します。

別表 公営企業の資本費(元利償還金比率)の水準(抜粋)

	資本費(元利償還金比率)	基準1	基準2
簡易水道	供給水量当たりの元利償還金	140円	168円

(繰上償還時期)

(1) 旧資金運用部資金

年利 7%以上のものについては平成 20 年 3 月の定期償還日、年利 6%以上 7%未満のものについては平成 21 年 3 月の定期償還日、年利 5%以上 6%未満のものについては、平成 22 年 3 月の定期償還日とする。

(2) 旧簡易生命保険資金

年利 7%以上のものについては平成 20 年 9 月の定期償還日、年利 5%以上 7%未満のものについては、平成 22 年 3 月の定期償還日とする。

(3) 公営企業金融公庫資金

年利 7%以上のものについては平成 20 年 3 月の定期償還日、年利 5%以上 7%未満のものについては、平成 20 年 3 月の定期償還日又は平成 20 年 9 月の定期償還日で別に定める。